



令和2年12月23日

あま市長 村上 浩司 様

あま市人権施策推進審議会
会 長 鈴木 正夫

あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定に
向けた考え方について（答申）

令和2年5月14日、2あ権第23号によって貴職より諮問を受けた「あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定に向けた考え方」について、本審議会は慎重に検討を加え、この程結論を得るに至りましたので、別添のとおり答申します。

貴職におかれましては、本答申を尊重し、総合的な人権に関する取組が一層推進されることを期待します。

あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の
制定に向けた考え方について

(提 言)

令和2年12月23日

あま市人権施策推進審議会

目 次

- 1 提言にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定に向けた
考え方について
 - (1) 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
前文
 - (2) あま市人権尊重のまちづくり条例新旧対照表素案・・・・・・・・ 3
- 3 参考資料
 - (1) あま市人権施策推進審議会 検討経過・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) あま市人権施策推進審議会 委員名簿・・・・・・・・・・・・ 5

1 提言にあたって

平成23年12月、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、「あま市人権尊重のまちづくり条例」が制定されました。

国においては、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別の解消に向けた社会の意識は高まってきているといえます。

しかしながら、それにも増して、人権を取り巻く環境の変化は大きく、SNS等のプラットフォームサービスの普及に伴い、インターネット上の誹謗中傷が顕在化するなど新たな人権に関する課題が生じています。

インターネット上では、本邦外出身者を標的とし、「(日本や〇〇市から)出て行け」といった差別的言動を助長するものや差別解消目的を標榜し、あま市の特定地域の風景等とともに地名を記載し、「当該地区が同和地区である」と指摘する投稿などが無くならない状況です。

また、昨今においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷となりうる表現の書き込みが、後を絶ちません。

本審議会では、令和2年5月にあま市長より「あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定に向けた考え方について」の諮問を受け、庁内会議の意見なども踏まえつつ、「あま市人権尊重のまちづくり条例」が、あらゆる差別や偏見を対象とし、それらの解消を推進する取組には、人権教育や人権啓発により人権意識を高めていくことをより一層明確にする必要があると考えます。

この提言の趣旨が十分活かされた「あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例」が制定され、今後のあま市の人権施策が推進されることを強く期待します。

令和2年12月23日

あま市人権施策推進審議会長 鈴木正夫

2 「あま市人権尊重のまちづくり条例」の一部改正に向けた 考え方について

(1) 改正の内容

前文について

前文においては、条例制定時のあま市が今後取り組むべき施策として人権尊重のまちづくりが不可欠であること、及び制定の由来・背景・必要性を明らかにし、その心構えや決意を宣言しているものです。

制定時以降、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権3法が施行されたこと、人権を取り巻く環境の変化は大きく、インターネットを悪用した新たな人権に関する課題が生じていることを踏まえ、あらゆる差別や偏見の解決に向けた取組には、人権教育や人権啓発により人権意識を高めていくことを、本条例の理念を掲げる前文において明確にする必要があると考えます。

次の事項を盛り込むことを提言します。

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権3法に代表される様々な差別が、今なおあることを明確にすること。
- 近年、急速に普及しているインターネットを悪用した人権にかかわる様々な課題が生じていることを明確にすること。
- 人権意識の高揚には、人権教育、人権啓発が重要であることをより一層明確にすること。
- 解消すべき差別や偏見は、今後、新たに生じる差別や偏見も含めて、あらゆる差別や偏見を対象としていることを明確にすること。

前文を除いた各条について

特に意見はありませんでした。

(2) あま市人権尊重のまちづくり条例新旧対照表素案

新	旧
<p>(前文)</p> <p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。</p> <p>しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害(障がい者差別、外国人差別、部落差別等)が存在し、社会情勢の変化等により、インターネット上の誹謗中傷等による人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取り組みが求められています。</p> <p>私たち一人ひとは、<u>人権教育、人権啓発等により</u>自らの人権意識を高め、<u>あらゆる差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。</u></p> <p>よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>(前文)</p> <p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。</p> <p>しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害が存在し、社会情勢の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取り組みが求められています。</p> <p>私たち一人ひとは、自らの人権意識を高め、差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。</p> <p>よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市が推進する人権尊重のまちづくりに関し、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市が推進する人権尊重のまちづくりに関し、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権施策を推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権施策を推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。</p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、人権施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、人権施策に協力するよう努めるものとする。</p>

<p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業活動に関し、人権尊重の社会環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、人権施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業活動に関し、人権尊重の社会環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、人権施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(人権施策基本方針)</p> <p>第6条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 人権が尊重されるまちづくりの基本理念に関すること。</p> <p>(2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。</p> <p>(3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。</p> <p>(4) 相談支援体制の整備に関すること。</p> <p>(5) その他人権施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。</p> <p>4 市長は、社会情勢の変化により必要が生じたときは、人権施策基本方針を見直すものとする。</p>	<p>(人権施策基本方針)</p> <p>第6条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 人権が尊重されるまちづくりの基本理念に関すること。</p> <p>(2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。</p> <p>(3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。</p> <p>(4) 相談支援体制の整備に関すること。</p> <p>(5) その他人権施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。</p> <p>4 市長は、社会情勢の変化により必要が生じたときは、人権施策基本方針を見直すものとする。</p>
<p>(調査等の実施)</p> <p>第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。</p>	<p>(調査等の実施)</p> <p>第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。</p>
<p>(推進体制の充実)</p> <p>第8条 市は、人権施策を効果的に実施するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。</p>	<p>(推進体制の充実)</p> <p>第8条 市は、人権施策を効果的に実施するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。</p>
<p>(審議会の設置)</p> <p>第9条 市に、あま市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策基本方針に関する事項その他この条例の目的を達成するために必要な事項について調査審議するものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(審議会の設置)</p> <p>第9条 市に、あま市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策基本方針に関する事項その他この条例の目的を達成するために必要な事項について調査審議するものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

参考資料

(1) あま市人権施策推進審議会 検討経過

	開催日	議 題
第1回	令和2年 4月23日	・会長、職務代理者選任について
第2回	令和2年 5月22日	・あま市人権尊重のまちづくり条例の一部改正について ・今後のスケジュールについて
第3回	令和2年 7月 1日	・あま市人権尊重のまちづくり条例の一部改正について
第4回	令和2年10月 5日	・あま市人権尊重のまちづくり条例の一部改正及び提言（素案）
第5回	令和2年12月23日	・あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定に向けた考え方について（提言） ・市長へ答申

(2) あま市人権施策推進審議会 委員名簿

令和2年12月23日現在

職名	氏 名	役 職
委員	加 藤 美由紀	社会福祉法人 嘉祥福祉会 特別養護老人ホーム第Ⅱあま恵寿荘施設長
委員	近 藤 哲 夫	あま市社会教育委員代表
委員	猿 渡 伸 司	愛知県女性相談センター所長
会長	鈴 木 正 夫	あま市情報公開・個人情報保護審議会委員
委員	塚 本 有 子	愛知県海部福祉相談センター長
職務代理者	服 部 光 雄	あま市人権擁護委員
委員	村 上 千代子	あま市女性の会会長
委員	横 井 公 雅	あま市人権擁護委員
委員	吉 川 朝 博	あま市人権擁護委員
委員	吉 田 憲 司	愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー

(五十音順 敬称略)